

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書（令和2年分）

第一表の付表二（令和2年分用）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	贈与者の氏名 人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称
---	---

1 贈与により取得した財産の明細等								
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	財産の価額	外国税額控除額
					固定資産税 評価額	倍数		
1							円	円
2								
3								
4								
5								
▲ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。						合計額	①	②
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							③	④
基礎控除後の課税価格に対する税額 <small>（①の金額から1,100千円を控除した金額（千円未満は切り捨てます。）に対し、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額</small>							⑤	円

2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算				
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額（③の金額）	⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額	⑧ ⑦の金額に基づく旧地方人特別税の額	⑨ ⑦の金額に基づく特別法人事業税の額	⑩ 翌期控除事業税等相当額（⑦+⑧+⑨）
円	円	円	円	円
⑪ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑥-⑩）	⑫ ⑪の価額に基づく法人税の額	⑬ ⑪の価額に基づく事業税の所得割の額	⑭ ⑫の金額に基づく地方法人税の額	
円	円	円	円	
⑮ ⑫の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑯ ⑫の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑰ ⑬の金額に基づく旧地方法人特別税の額	⑱ ⑬の金額に基づく特別法人事業税の額	⑲ 法人税等に相当する額（⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱）
円	円	円	円	円

3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算		
⑳ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額（⑤×③÷①-④）	㉑ 法人税等に相当する額（⑲の金額）	㉒ 限度額（⑳と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額）
円	円	円

4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算				
㉓ 基礎控除後の課税価格に対する税額（⑤の金額）	㉔ 外国税額控除額（②の金額）	㉕ 控除する法人税等に相当する額（㉒の金額）	㉖ 差引税額の合計額（納付すべき税額）（㉓-㉔-㉕）	<input type="checkbox"/> ※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、レ印を記入してください。
円	円	円	円	

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めのない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。

2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。

(1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入します。

(2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 の規定による在外財産に対する贈与税額から控除する金額を記入します。

3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。

(1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。

(2) 「⑦」及び「⑬」欄は、それぞれ「⑥」及び「⑪」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。

(3) 「⑧」及び「⑰」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑬」欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 31 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法をいいます。）の規定を適用して計算した「旧地方法人特別税の額」を記入します。

※ 贈与の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年 10 月 1 日以後に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。

(4) 「⑨」及び「⑱」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑬」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。

※ 贈与の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年 10 月 1 日前に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。

(5) 「⑫」欄は、「⑪」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

(6) 「⑭」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。

(7) 「⑮」及び「⑲」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。

(8) 「⑦」欄から「⑲」欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。

4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。

5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「㉔」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉔」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、一般社団法人又は一般財団法人に課された「㉔」欄の金額については、相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。